

第68回板橋区資源環境審議会

(令和7年12月22日(月)：午後1時00分～午後3時00分)

○環境政策課長 それでは、第68回板橋区資源環境審議会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、任期満了に伴います改選委員の委嘱をさせていただきます。

本来であれば、区長からお渡しするところでございますが、本日は公務の関係で欠席とさせていただきますので、副区長の尾科より委嘱状をお渡しさせていただきます。

本日は15名の委員の皆様へ委嘱状の伝達をさせていただきます。

なお、委員名簿に所属等を記載してございますので、所属の紹介は省略させていただきます。

それでは、お名前を紹介させていただきますので、その場でお立ちいただきまして、委嘱状をお受け取りいただきます。

伊香賀俊治様。

○副区長 委嘱状、伊香賀俊治様。

東京都板橋区資源環境審議会委員を委嘱します。

令和7年11月25日。

板橋区長、坂本健。

よろしく申し上げます。

○環境政策課長 磐田朋子様。

○副区長 委嘱状、磐田朋子様。

同文でございます。よろしく願いいたします。

○環境政策課長 小澤紀美子様。

○副区長 委嘱状、小澤紀美子様。よろしく願いいたします。

○環境政策課長 大塚隆志様。

○副区長 委嘱状、大塚隆志様。よろしく願いいたします。

○環境政策課長 大戸孝宏様。

○副区長 委嘱状、大戸孝宏様。よろしく願いいたします。

○環境政策課長 増淵千人様。

○副区長 委嘱状、増淵千人様。よろしく願いいたします。

○環境政策課長 本多清司様。

○副区長 委嘱状、本多清司様。よろしく願いいたします。

○環境政策課長 中尾美佐男様。

○副区長 委嘱状、中尾美佐男様。よろしく願いいたします。

○環境政策課長 工藤嗣人様。

○副区長 委嘱状、工藤嗣人様。よろしく願いいたします。

○環境政策課長 久保秀一様。

○副区長 委嘱状、久保秀一様。よろしく願いいたします。

○環境政策課長 川口雅敏様。

○副区長 委嘱状、川口雅敏様。よろしく願いいたします。

○環境政策課長 横川たかゆき様。

○副区長 委嘱状、横川たかゆき様。よろしく願いいたします。

○環境政策課長 実正やすゆき様。

○副区長 委嘱状、実正やすゆき様。よろしくお願いいたします。

○環境政策課長 くまだ智子様。

○副区長 委嘱状、くまだ智子様。よろしくお願いいたします。

○環境政策課長 小野ゆりこ様。

○副区長 委嘱状、小野ゆりこ様。よろしくお願いいたします。

○環境政策課長 委嘱状の交付は以上となります。ありがとうございました。

なお、本日は河野委員から欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、会長、副会長の選任についてお諮りをしたいと思います。

このたびの改選に伴いまして、板橋区資源環境審議会条例第5条の規定で、会長、副会長を委員の互選により定めることとなっています。

はじめに、会長についてお諮りさせていただきます。自薦、またはご推薦はございますでしょうか。

○委員 今まで会長を伊香賀委員にお願いしておりますけども、これからも伊香賀委員にお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○環境政策課長 ただいま伊香賀委員のご推薦がございましたが、ご異論はございませんでしょうか。

(異議なし)

○環境政策課長 ありがとうございます。それでは、会長には伊香賀委員をお願いさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、副会長についてお諮りをさせていただきたいと思います。

副会長につきましても、自薦またはご推薦はございますでしょうか。

○委員 副会長も引き続き、磐田委員にお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○環境政策課長 ありがとうございます。ただいま副会長に磐田委員のご推薦がございましたが、ご異論はございますでしょうか。

(異議なし)

○環境政策課長 ありがとうございます。それでは、副会長には磐田委員をお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、伊香賀会長、磐田副会長、恐れ入りますが席を移動いただいた上で、一言ずつご挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 今期も会長を仰せつかりました伊香賀でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

○副会長 今期も副会長を仰せつかりました芝浦工業大学の磐田です。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○環境政策課長 ありがとうございます。

それでは、議題に入る前に、本日の資料について確認をさせていただきます。

本日、机上に配付いたしました資料が5点ございます。

1つ目が本日の次第、2つ目が委員名簿、3つ目が座席表です。

そして、4つ目が資料7の差し替え版、5つ目が資料8の差し替え版となっています。

その他、事前に送付させていただきました資料が9点ございます。

資料1 (仮称)板橋区環境基本計画2035素案のパブリックコメントと審議会の考え方(案)

資料2 (仮称)第四次板橋区環境基本計画の策定について

資料3 板橋区環境基本計画2035の答申(案)

資料4 板橋区環境基本計画2035素案から答申案への変更点

資料5 (仮称)板橋区一般廃棄物処理基本計画2035(素案)のパブリックコメントと審議会の考え方(案)

資料6 第五次板橋区一般廃棄物処理基本計画の策定について

資料7 板橋区一般廃棄物処理基本計画2035答申(案)

資料8 板橋区一般廃棄物処理基本計画2035答申(案)における素案からの変更点

資料9 板橋区環境基本計画2035アクションプラン(案)

不足がありましたら、お声がけいただければと思います。

なお、本日の会議につきましては、板橋区資源環境審議会運営方針に基づきまして、会議終了後に会議録を調製させていただきます。発言内容につきましては、これまでと同様に、事前に内容をご確認いただいた上で、ホームページ等で公表させていただきますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

それでは、本日、傍聴人の方が2名いらっしゃいますので、ここでご入場いただきます。

(傍聴者入場)

○環境政策課長 それでは、議題に入らせていただきたいと思います。

以降の進行を伊香賀会長にお願いさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長 それでは、第68回板橋区資源環境審議会を開会いたします。

本日の議題について、次第に沿って進めていきたいと思っております。

まず、審議事項「板橋区環境基本計画2035答申案について」、事務局より説明をお願いします。

○環境政策課長 それでは、資料1に基づき、(仮称)板橋区環境基本計画2035素案のパブリックコメントに対する審議会の考え方についてご説明させていただきます。

本審議会において取りまとめました板橋区環境基本計画2035の素案については、10月4日から24日までの21日間、パブリックコメントを実施し、19件、5人の方からご意見をお寄せいただいたところです。

寄せられましたご意見に対しましては、審議会の考え方をお示しするところでございまして、資料1において、19件のご意見に対する審議会の考え方を取りまとめしています。

まず、1ページ目のNo.1です。こちらは計画全般に関して、脱炭素や資源環境といった環境政策を中心に、気候変動適応策や生活環境、自然環境の積極的な改善・活用、人材育成・活用などを含む計画となっている点、また、記載の技術的政策や人的資源政策などとの連携に配慮されている点を評価する旨のご意見です。

審議会の考え方といたしましては、環境施策は様々な分野と連携して進めていくことが重要であり、計画の推進にあたっては、庁内各部署と連携し、全庁的に取り組んでいくことが必要である旨をお示ししています。

No.2は、基本目標1の脱炭素に関して、温室効果ガスの削減目標について、政府より高い目標を設定すべきとのご意見です。

審議会の考え方といたしましては、板橋区の温室効果ガス排出量の約4割は家庭からの排出であり、区の人口は令和22年まで増加が見込まれていることから、温室効果ガスの排出削減が容易ではないとの区の実情に基づき、本計画では、国や東京都と連携し、実現可能性を考慮した目標を設定している旨をお示ししています。

No. 3は、基本目標1の脱炭素に関して、温室効果ガスの削減について、ロードマップのようなものを作ってほしいとのご意見です。

審議会の考え方といたしましては、板橋区では、家庭と事業所からの温室効果ガスの排出が区全体の排出量の約6割を占めています。家庭部門、事業所部門を中心に排出削減を進めていくことが重要であるとの考えと、「アクションプラン」において部門ごとの削減量の目安、目標を示す旨をお示ししています。

No. 4は、基本目標1の脱炭素と基本目標5の自然環境に関して、太陽光発電設備や蓄電池、緑化への助成金を検討してほしいとのご意見です。

審議会の考え方といたしましては、ゼロカーボンシティの実現に向けては、省エネルギーや再生可能エネルギー機器の導入促進が重要であり、区民の環境行動の裾野を広げる支援策や、より効果が見込める再生可能エネルギーの利用促進などの取組の推進が必要である旨をお示ししています。

No. 5は、基本目標1の脱炭素と基本目標5の自然環境に関して、二酸化炭素の排出量削減などの効果がある樹木を植えている家庭への補助をお願いしたいというご意見です。

審議会の考え方といたしましては、樹木は、ご意見にありますように、二酸化炭素の吸収などに貢献する重要な存在であり、家庭における樹木の保全や管理への支援は重要である旨をお示ししています。

No. 6は、基本目標1、脱炭素の「区の率先行動」に関して、ご意見の要旨として、電力以外のエネルギーの脱炭素化を明記する旨のご提案です。

審議会の考え方といたしましては、ご意見にありますように、電力以外のエネルギーの脱炭素化を進めることが重要と考えるところであり、この点につきまして、区の率先行動の「区施設のZEB化を含めたゼロエミッション化」の部分に電力以外のエネルギーの脱炭素化の検討を追記させていただいています。

No. 7は、基本目標1、脱炭素の「各主体の取組内容」に関して、区民の取組にCO2削減に貢献する高効率給湯器の導入、置き換えを推進する旨を含めることのご提案です。

審議会の考え方といたしましては、都内の家庭におけるエネルギー消費量の約4割が給湯用であり、給湯器の高効率化は家庭部門のCO2削減に重要な取組と考えるところです。この点について、区民の取組のうち、省エネルギー性能の高い機器への買い替え推奨に関する記載に、例示として給湯器に関する記述を追加させていただいています。

No. 8は、基本目標1、脱炭素の「各主体の取組内容」に関して、区民、事業者の取組に「災害時に備え、自立・分散型電源の導入」を加える旨のご提案です。

審議会の考え方といたしましては、太陽光発電などの自立・分散型電源の導入は、自然災害による停電時の電力供給を可能とし、環境面に加え、防災面にも寄与するものであり、区民、事業者への導入促進は重要と考えるところであり、区民及び事業者の取組の記載に、自立・分散型電源に関する記述を追加させていただいています。

No. 9は、基本目標1の脱炭素化に関して、熱の脱炭素化として期待される次世代エネル

ギーの「合成メタン（e-methane）」のコラムを加える旨のご提案です。

審議会の考え方といたしましては、電力以外のエネルギーの脱炭素化は、ゼロカーボンシティの実現に向けまして必要な取組であり、合成メタン（e-methane）は将来的に有効な技術の一つであると考えるところであります。この点について、合成メタン（e-methane）を含め、電力以外のエネルギーの脱炭素化のコラムを追加させていただいています。

No. 10は、基本目標2の気候変動適応に関して、安全な自転車レーンの整備と街路樹の質的向上を進め、暑熱下でも歩き、走れる環境整備を求めのご意見です。

審議会の考え方といたしましては、本計画では、基本目標1で、「居心地がよく、歩きたくなる移動環境の整備」を、また基本目標5では、「緑の保全、緑化の推進」を掲げております。これらの取組は、脱炭素化や自然環境保全に加えて、暑熱環境の緩和にも寄与するもので、自転車通行空間の整備やみどりの保全・活用、緑化の推進などに取り組み、環境にやさしく、快適に移動できる持続可能なまちづくりを推進していくことが必要である旨をお示ししています。

No. 12に飛びまして、こちらは基本目標4の生活環境に関して、道路の速度抑制や遮音舗装の整備、工事騒音の発生抑制指針の徹底を求めのご意見です。

審議会の考え方といたしましては、自動車騒音や工事騒音への対策につきましては、住環境の保全に重要であり、環境監視の継続や道路管理者との連携、また、エコカーへの乗り換え促進、事業者への適切な指導などが必要である旨をお示ししています。

次に、No. 13からNo. 15、基本目標4の生活環境に関するものです。

No. 13は、喫煙者の減少に向け、喫煙マナーアップ推進員による禁煙を勧めるチラシ配布などを行うべきとのご意見です。

審議会の考え方といたしましては、喫煙者の減少に向けましては、喫煙による健康への影響に関する情報発信や禁煙支援など、総合的な取組が重要である旨をお示ししています。

No. 14は、宮崎県日向市のクラス対策画像を参考に、たばこのポイ捨てを行う方が気に留めるような、ポイ捨て禁止ポスターに関するご意見です。

審議会の考え方といたしましては、マナーの啓発にあたり、より多くの方々の目に留まり、行動変容につながる工夫が必要であり、他の自治体の取組を参考にしながら、効果的な啓発方法の検討が重要である旨をお示ししています。

No. 15は、ポイ捨て防止に向けて、和光市の取組を例に、和光市の東武鉄道と連携し、駅前に花壇を設置し、ボランティアが管理するような取組を求めのご意見です。

審議会の考え方といたしましては、駅前の花壇設置など、きれいな街並みや雰囲気を保つことはポイ捨て防止に効果的であり、地域との協働により進めることが重要である旨をお示ししています。

7ページのNo. 17です。こちらは、基本目標6の環境教育に関するご意見です。

「機会づくり」におきまして、環境学習の機会を提供するとともに、参加者の行動変容や定量的な効果が見える化し、実感できる取組を推進する旨を追記することのご提案です。

審議会の考え方といたしましては、学んだことを行動として実践し、その効果を把握することは、環境意識の向上と継続的な行動変容において重要と考えるところであり、本計画では、「基本目標1 ゼロカーボン」の「いたばし環境アクションポイント制度」のバージョンアップを位置づけまして、その中で、環境学習の参加者を含め、区民の行動と効果の可視化に取り組むこととしている旨をお示ししています。

いただきました（仮称）板橋区環境基本計画2035素案のパブリックコメントに対する審議会の考え方の主な説明については以上です。

続きまして、資料4をご覧ください。

ただいまのパブリックコメントにおきまして、区民の皆様からお寄せいただきましたご意見を中心に、「（仮称）板橋区環境基本計画2035素案から答申案への変更点」について取りまとめましたので、ご説明させていただきます。

答申案は資料3になりますので、後ほど適宜ご参照いただければと思います。

資料4の1ページ目です。

まず、5ページの計画の位置づけにおいて、本日この後、ご報告させていただきますアクションプランをお示ししていますが、「アクションプランに関する記述」を追加させていただいています。

32ページ、基本目標1の脱炭素の部分におきまして、区施設の温室効果ガス排出量の削減実績を、これまで令和5年度の数値をお示ししていましたが、令和6年度の実績が出ましたので、最新の数値に差し替えをさせていただいています。これに伴い、34ページに記載のグラフについても修正をしています。

35、36ページの部分、「区施設における温室効果ガス排出量」につきまして、基準年のデータの確認の中で調整を行ったため、調整後の数値で基準値などの数値を整えさせていただいています。

続きまして、40ページの基本目標1におきまして、パブリックコメントを踏まえた対応といたしまして、「④区の率先行動」、区施設のZEB化を含めたゼロエミッション化の部分で、「電力以外のエネルギーの脱炭素化に向けた検討」を行う旨を追加させていただいています。

2ページ目をご覧ください。

41ページ、基本目標1です。こちらもパブリックコメントを踏まえた対応です。

（5）各主体の取組、区民の取組の部分で、買い替えを推奨するエネルギー機器の例示に「給湯器」を追加させていただきました。また、再生可能エネルギー設備が「災害時に効果を発揮する」旨の説明を加えた他、導入を推奨する設備に「蓄電池など」を加えさせていただいています。事業者の取組の部分では、「停電対応型コージェネレーションなどの導入を検討する」旨を追記させていただいています。

また、これに関しまして、「合成メタン（e-methane）などの次世代エネルギー」に関するコラムを追記させていただいています。

最後に、3ページ目をご覧ください。

65、66ページの基本目標5の自然環境において、地表の緑被率について、区の次期グリーンプランにおける「緑被率」の数値が取りまとめられましたので、記載をさせていただいた他、「生物多様性に関する区民への浸透度」について、直近の令和7年度の数字に差し替えさせていただいています。

76ページ、基本目標6では、「環境教育プログラムの点検・見直し」の記述を追加させていただいております。

板橋区環境基本計画2035素案から答申案への変更のご説明については以上です。

以上、パブリックコメントにおきました答申案につきまして、変更点を中心にご説明をさせていただきます。ご意見どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局より答申案を説明いただきました。この答申案は、前回の審議会で取りまとめた素案に対するパブリックコメントで寄せられた区民や事業者の皆さんのご意見を勘案し、必要な修正を行ったものであります。

寄せられたご意見を踏まえた修正を中心に、答申案に対して、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。これまで何度も検討を重ねてご意見をいただいたものではありませんが、よろしくをお願いします。

○委員 今、会長からご発言があったように、これまで審議を尽くしたということで、新規のところに着目して拝見させていただきました。それで、追加になったという、e-メタンに関するコラムのところを今読ませていただいたんですけれども、端的に言うと、次世代エネルギーの開発が進んでいるという表現はよろしいんですが、その次世代エネルギーの水素、それから、e-メタン、アンモニア、合成燃料が、どういう起源で作られているものかという視点が加わっていないと、それが仮に化石燃料を基にした合成燃料だと、ここで進めている脱炭素化の方向性がはっきりしないので、多少、言葉を補う必要があるやに感じました。

○環境政策課長 おっしゃるとおり、この記述では、いわゆる物質の由来を記載させていただいておりませんので、例えばe-メタンについては、水素とCO₂を化学反応させることでメタンを構成するということがございまして、その点が明記されないと、いわゆる化石燃料に由来しているのかですとか、そういったことの判断がつかないところですので、それぞれの物質の由来についての表記については、改めて最終的な調整の中で整えていきたいと考えております。

○委員 このパブリックコメントNo. 1のところの審議会の考え方で、「計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が連携、協力して全庁的に取り組むことが必要です」と書いてあるんですけれども、この横串が通ったような組織、例えば建設部門も、環境部門も、色々な部門を共通した横串の通った組織というのは、実際にあるのでしょうか。

○環境政策課長 その点の記述をさせていただいてございませんでした。

全庁的な体制といたしましては、資料3の本編、88ページに「エコポリス板橋推進本部」という体制を整えておまして、いわゆる本部ということだと部長級を中心とした構成員の会議体、また幹事として課長級の全庁的な部署のメンバーから成る会議体を設けております。

この会議体の中で、こうした資源環境の施策や、この計画につきましても、議論させていただいているというところであり、ここをより活用を進めていきたいと考えています。

○委員 既にそういう組織があるということで、ありがとうございました。

○委員 先ほど他の委員の方からお話があった件で、4ページの次世代エネルギーの関係のことで、どういうものかというコラムに加えて、効用とか、効果みたいなものも具体的に書かれた方がより分かりやすくなると思います。資料のこれを読んだだけでは、区民の方はどのような意味が分からないと思います。

また、合成メタンがどのように構成されてできて、効用はどういうところにあるのか、そういうことも含めてご検討いただければ幸いです。

○環境政策課長 おっしゃるとおり、それぞれの物質には由来と効果というものがあります。先ほどご意見をいただきましたときに、この由来のお話をさせていただきましたが、合成メタンについても、例えば水素とCO₂から生成されるということで、燃焼時に実質的に大気中のCO₂が増えないでありますとか、効果というのがありますので、この辺も含めて、その物質

の意味合いというものをよりお分かりいただけるような表記の方に、最終的な調整の中で整えさせていただきたいと思っております。

○委員 パブリックコメントの考え方について、2つ伺いたいと思います。

パブリックコメントの7番のように、給湯器などというふうに、具体的に区の計画の中に位置づけられるということはとても大きなことだと思っているんですけども、一方で、4番、5番、あとは12、13、14、15番辺りなど、一般的な重要性とか、必要性については、必要です、重要ですというふうに書かれていて、具体的に計画の中に位置づけられていないものについては、位置づけられたものとの差というのをどういうふうに考えたらいいんですかというのが1点。あと2点目に、とはいえ、位置づけはされていないけれども、必要です、重要ですというふうに書いてあるということは、審議会としては、こうした区の実施を応援していくという理解でよろしいでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○環境政策課長 2点、ご質問いただきました。

2つ目の「重要」という意味合いにつきましては、基本的には、区の施策を後押ししていく意味合いというものも含めて、重要ということですので、これを受けた区としても、審議会としての考え方というものを踏まえて、今後、施策の検討や実施に取り組んでいくということになります。

そうしたことを踏まえ、1点目の位置づけということですが、そうしたご意見をいただきまして、今後展開する区の実施、施策に関しまして、審議会としての考え方、「重要である」や、「必要である」といったことをお示しさせていただいているということが1つです。

また、具体的に本編の中に記載してある記述に関わるものである場合につきましては、必要に応じて追記をさせていただくなどの対応をさせていただいているということで、今回、パブリックコメントにお寄せいただいた意見に対しまして、審議会としての考え方、また、素案の必要な修正ということをお示しさせていただいたということになります。

○委員 すばらしいパブリックコメントで、すばらしいご意見がたくさんあって、とはいえ、二方またぐものなどについては、本編に記載することができなかったけれども、審議会としてもこうしたご意見を応援していくということで理解しました。

○委員 パブリックコメントの13番、いただいた資料の6ページですけども、喫煙マナーについてもご意見をいただいております、このご意見は、マナーアップのこともそうなんですけども、喫煙者を減らすことが確実な取組だということで、減らすということについての意見をいただいております、これに対して、審議会の考え方としまして、もちろん喫煙者を減らすことは大きな確実な取組の一つではあると思うんですけども、考え方としては、ポイ捨ての防止ですとか、それから、マナー向上ですとか、そういったことを重要視していると思うんですけども、この回答の仕方は、喫煙者を減らすということが書いてあり、そういったマナー向上ですとか、ポイ捨て防止の必要性というのを記載すべきだと思うんですけども、その点はいかがかというのが1つです。

それから、同じく喫煙に関するところで、15番は花壇などを設置するといいいんじゃないでしょうかというご意見で、これに対する考え方としては、地域の方々との協働により進めることが重要というふうにご答えておりますけれども、この地域の方との協働というのはあくまでも維持管理の話であって、きれいな街並みやこういった花壇を設置するというのは、あくまでも行政側の方が主体的になって取り組んで進めていくことかというふうにご答えていて、地域の方

々との協働も大事なんですが、何か主体性を持った回答という意味合いのものも必要かと思うんですが、その2点はいかがでしょうか。

○資源循環推進課長 まず、一点目の13番、ご意見としまして、いわゆる喫煙者を減らすことが最も確実というところを受け、審議会としての考え方というところで記載をしているところです。

実際、こちらについては、喫煙者の多い少ないではなくて、マナーについての視点は大事だというふうに思っておりますが、その辺りの表現につきましては、少し意見調整等を検討させていただければと考えております。

続いて15番で、花壇の設置というところですか。こちらは、おっしゃっていただいたように、いわゆる維持管理という点での地域協働、設置については区が主体というふうなお考えというところだとお聞きしたところですが、実際の設置と維持管理も含めて、どのように進めるかは、現段階において、深く記載するのは難しいところであり、トータルで協働というふうなことを載せさせていただいているというような状況です。

○委員 資料4の基本目標6で、「環境教育の推進と人材育成」についてなんですけれども、こちらは小中学校教員、保育士及び区民等により制作した環境学習プログラムということで、約80個のプログラムの実践をということを追記されているんですけれども、こちらの本編で基本目標6は71ページ、環境人づくりというところだと思うんですけれども、これは平成28年からこういった推移を表しているグラフがあるんですけれども、こちらのアンケートの効果検証、これだけ年数がたってきていますので、例えば約80のプログラムの中で、こういったコンクルージョンがあったのかというのを多少なりともここに入れた方がいいんじゃないかなというのが1つあるんですけど、いかがでしょうか。

○環境政策課長 環境学習プログラムにつきましては、約80を開発、運用してきておまして、これは活用度合い、活用状況というのも異なっているところであり、そうしたところから、区民の方々のニーズというところも読み取れるところがあります。そうした環境教育プログラムの評価ということについても、こちらの記載の中でお示しできればと思っておりますので、最終的な調整の中で整えさせていただきたいと考えております。

○委員 せっかく約80のプログラムがありますので、ぜひ、本当に幼少期からある程度こういった環境プログラムに関して接することによって、板橋区の小さいうちから環境に対してということで、ますます勉強になっていくのかなと思いますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員 今ご質問いただいた方も含めて、環境教育推進協議会の座長をやっておりましたので、それも含めてお伺ひしたいと思ひます。

9月には板橋区さんの小学校の取組も設定いただいておりますが、この基本計画のかがみ文というのでしょうか、伊香賀会長が区長さんに答申しているこの1枚の資料2に、下から2つ目のパラグラフ、「今日の環境問題というのは、相互に、また複雑に絡み合っている」というところがあります。

プログラムというのは、あるところの意図した環境教育のプログラム、でもそれはどういうふうに学び手の、あるいは区民の方の日常生活、そして、区全体の、例えばCO2削減とか、そういうものに結びついていくかということ、一コマとか、二コマ、授業をやっただけでは、理解は難しいのです。

でも、学年が上がり、発達によってお子さんは成長していくことを理解していくことが必要と考えます。全体を読んで、皆さんのパブリックコメントでこれだけご意見をいただいたのは素晴らしいところですが、ここでこの資料2の「1つの問題にだけ焦点を当て、解決を探るのではなく、相互の関連を意識しながら複合的な解決策を探っていく」、ここが今回の答申のみそだったのではないかと思います。

その具体的な例は、例えば資料3、答申（案）の23ページ「GO GREEN いたばし」の周辺に6つの目標があって、それが相互に絡んでいるという意味で、それから、24、25ページに、その概念が具体的に組み込まれているようですね。

学び手が、基本目標の6、それがやはり基本目標の1から5までを支えているという。

基本的に地域が、全体が「屋根のない学校」になっているということになるのではないかと思います。

ですから、そういう視点で読み直して、この基本計画を見ていただけるようにしていただくと、私は、一コマ、一コマの授業ではなく、対応できるのではないかと思います。

先ほどのパブリックコメントにあったように、ポイ捨てとかのものを見ていくと、汚いところには、やっぱりそこでポイ捨てしてもいいんじゃないかというような理論もあるわけです。

そうすると、そういうところに地域のボランティアの方たちが、お花を植えるという和光市の例が載っているようすけれども、そういったところで、きれいなところにはなかなかポイ捨てできない、これはある大学の先生が実証実験をやったのを、若い頃読んだ論文で記憶しているんですけれども、やはりお花を植えるということは、皆さんが来て、目で楽しむだけではなくて、「ポイ捨てが減る」といった効果も出てくるのではないかなと思っています。心豊かになり、かつポイ捨てとか、たばこの吸い殻もなく、そういったところにつながるということが、この23ページから25ページの図の中で表現されていると思います。

そして、板橋区にもう1つ意見を言わせていただきますと、板橋区さんは、「絵本のまち」ですね。環境に関する絵本が結構あるので、親子の会話や地域での対話が生ずるような場の設定というのでしょうか、そういうものを記載していくと良いと思います。

○環境政策課長 環境教育プログラム中心に、これまで運用して実施をしてきた成果というものも、環境教育推進協議会の中でも議論の総括をしているところがございますので、環境教育プログラムについては、そうした脈々と受け継いできた経緯と効果というものがございますので、その辺りも読んでいただける方にご理解いただけるように、記載については、最終的な取りまとめの中で整えさせていただきたいと思っております。

○副会長 本編の39ページ、スマートシティとの連携の中の1つ目の「地域の資源や技術の活用」というところなんですけれども、電気自動車やEVバイクの利用を支えるというところで、多分EVバイクはなくて、電動バイクか何かの間違いじゃないかなと思っております、ちょっと言葉の見直しだけお願いできればと思います。

次に、41ページ、新たに追記いただいた「区民の取組」の方の3ポツ目、「災害時の活用を考慮した蓄電池、家庭用燃料電池の導入を積極的に進めます」というところの追記なんですけれども、ちょっと悩ましいなと思っております。確かに災害時に発電機になるものとして、この3つが挙げられているということは確かなんですけれども、こちらの脱炭素化という章の中でだと、どうしてもこの燃料電池自体は素晴らしい技術なんですけれども、原料がガスなので、やはりカーボンニュートラルガスへの切替えとか、そういったものとセットでないとか何かおか

しなことになるというところで、なかなか家庭用燃料電池については悩ましいというふうに思っています。また、補助金なしで経済的に自立できるかといったら、まだまだの技術のところを、積極的に進めますというふうに書いてしまって大丈夫かなというところが、ちょっと心配な点です。

書くのであれば、どちらかという、「事業者の取組」の方の停電対応型コージェネレーションと、停電対応型燃料電池とか、熱をいっぱい使うような事業者での導入であれば可能性がすぐ見いだせる場所ですので、先程申し上げたカーボンニュートラルガスへの切替の必要性や、燃料電池に適した導入の場について検討が必要かなというふうに思っておりますというところです。

あともう1点ですが、指摘事項の資料4の3ページ目の一番上の基本目標5に関わる緑被率について、調整中だったところに数値が入ったところだと思うんですけども、こちらは現状維持の目標値になっていますが、これは過去からの推移で考えると、減ってきてしまっているところを現状維持にしたいということで、この設定となったのかどうかというところをお聞かせいただけますか。

○環境政策課長 3点、ご質問いただきました。

まず、EVバイクの表記については、電動自動車ですとか、この辺りの表記の統一を図らせていただきたいと思っております。

そして、41ページ目の蓄電池、家庭用燃料電池ということで、今、いわゆる分野と言いますか、市場の課題のお話をいただきました。こちらについては、ご指摘のように、そうした課題というものがあの中で、どういう切り口といいますか、ステップということも考えながら進めていくのかという捉え方ということは検討するところが必要かと考えています。

ご提案につきましては、事業者の取組ということの中で記述をとということでございましたので、この辺り、蓄電池、家庭用燃料電池のそうした課題を確認させていただきまして、事業者の取組に集約した形で記載をさせていただくのがよろしいかどうかという点を最終的な取りまとめの中で検討してまいりたいと思っております。

緑被率は区のグリーンプランで示されている比率ということで、こちらについては、板橋区は都市部ということで、なかなか緑被率の増加というところも難しく、それを維持、活用していくという考え方の中で、こうした数値ということも設定されているという背景の中で、今回、この3年間にわたる数値というものを示させていただいたということで、この素案の中で具体的な数値をお示ししたというところです。

○副会長 最後の緑被率は減ってきているという理解でよろしいですか。

○土木部長 緑被率については、土木部長の方から少しお答えをさせていただきたいと思います。

この計画は、土木部の方で作っております緑の基本計画、いたばしグリーンプラン2035と同じ目標値ということで設定させていただいているところです。

緑被率の推移ですけれども、平成26年に20.26%だったのが、令和元年に19.37%とかなり減り、さらに令和6年までの5年間で18.76%まで減ったところでございます。

区の方の緑につきましては減少傾向にありまして、農地の減少と、それから、樹林地の減少というところが大きなところでございます。

一方、減ってばかりでも困りますので、区の方では、マンション等を建てるときに緑化の義

務づけをしておりますし、それから、戸建ての住宅につきましても、以前は面積が小さいものは特に緑化は義務化していなかったんですけど、今はどんな住宅についても、基本的には緑化は義務化ということで、増やす方の努力も一定しているところです。

ただ、減少のスピードになかなか増やす方が追いついていけないんですが、今後につきましては、さらに緑化について努力をしていって、減少と、それから増加の方とがイコールになるような形で進めていきたいということで、緑の基本計画の中でこの数値を設定させていただいたところです。

以前の計画ですと、できもしないのに、どちらかという増やすような計画をつくっていたんですが、なかなかそれでは現実的ではないだろうということで、東京都の考え方も、原則、今のものを維持しますという考え方で、これに倣って、我々の方も、長期的な計画、10年の計画、いたばしグリーンプランの中でも維持するという形ですし、今回の環境基本計画の短期の中でも維持するという形で表現させていただいたところです。

○会長 他に、もうご意見はございませんでしょうか。

多くの委員から、文章、表現の追記、修正が必要というご意見をいただきましたので、事務局より答申の取りまとめについてご説明をお願いします。

○環境政策課長 答申案につきましては、本日いただきましたご意見を踏まえまして、取りまとめを行わせていただきます。

取りまとめにつきましては、これまでの審議会におきまして、会長ご一任のご了承をいただいておりますので、会長と事務局にて取りまとめの作業を行ってまいります。

答申が取りまとまりましたら、本審議会の会長から板橋区長へ答申をお渡しいただきます。

併せて委員の皆様には郵送等でご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、次の議題に入らせていただきます。

「板橋区一般廃棄物処理基本計画2035答申案について」、事務局より説明をお願いします。

○資源循環推進課長 それでは、板橋区一般廃棄物処理基本計画2035答申案についてご説明いたします。

初めに、資料5をご覧ください。

資料5、（仮称）板橋区一般廃棄物処理基本計画2035（素案）のパブリックコメントに対する審議会の考え方です。

本計画につきましては、先ほどの環境基本計画と同様、10月にパブリックコメントを実施しております。

募集期間は10月4日から24日までの21日間、意見は、1件1人でございました。

その下の表、No. 1、項目としては適正処理・処分でございますが、中段、意見の概要でございます。

他の自治体でもやっているところがあるので、有料でもよいので、家庭用園芸土リサイクルをやってほしいです。園芸植物でも環境の向上につながりますというところのものでございます。

その右側が審議会の考え方です。審議会の考え方として、現在、区では、土を回収しておらず、リサイクルなど、処分できる民間事業者が案内されている。区がリサイクルを行っている他区の事例や動向を注視するとともに、家庭での使用後の土の利活用に関する情報提供等について研究することが望ましいというところで整理をしております。

現在、区では、土は廃棄物ではないというところがございますが、ご意見としては、土のリサイクルを園芸植物による環境向上といった視点からご意見いただくというふうに受け止めたところがございます。

続いて、本日、机上配付させていただいた差し替えになります。資料8、答申（案）における素案からの変更についてをご覧くださいければと思います。

変更後の答申（案）、本編につきましては、資料7になります。

本日机上配付したものにつきましては、少し表記揺れがございまして、修正したものとなっております。

9月に開催された本審議会及び部会でいただいたご意見につきましては、基本的にパブリックコメント実施時点で反映したものとなっております。

一方、継続して調整していた部分が一部ございましたので、そちらについては本答申案で反映しているものがございます。

初めに、43ページの表記です。

本編、第4章に、ごみ処理基本計画の中で情報発信・普及啓発の施策というのがございます。こちらの施策の方向性というところの文言です。

情報発信のあり方につきまして、右側、旧でございまして、区が情報を「届ける」という段階から、次は「伝わり、動いてもらい、共につくる」という段階にし、二段階として表記をしておりました。

この後者の「伝わり、動いてもらい、共につくる」につきまして、区民や区など、主体ごとの整理をしてはどうかというふうなご意見をいただきました。

それを踏まえまして、左側、新になります。区民、事業者の皆様へ伝わり、動いてもらうという段階、区民、事業者、区が共に創るという段階と、「届ける」から3段階構成というふうに整理をしています。

続いて、その下、ページとしては88ページ以降になりますが、88ページ、91ページにつきましては、同一の理由による修正です。

第6章に生活排水処理基本計画というものがございまして、そちらの項目の中では、事業系につきまして、事業者の自己処理責任というふうなところを記載しています。

このことに関する記述について、現行計画の振り返り部分には記載がございましたけれども、今般の取組というところの記載が少し漏れておったというのがございましたので、必要な追記をしたものというところとなっています。

なお、本日、机上配付させていただいた部分につきましては、記載方法について、ですます調に係る表現に揺れがありましたので修正をさせていただいたというところです。

続いて、裏面をご覧ください。

ここからは資料編に関する変更です。

最初、111ページから113ページです。

資料13、14、それぞれ品目別排出量、排出原単位のグラフについて変更しております。

いわゆる品目別とは、生ごみ、紙類、プラスチック類などの資源、ごみの品目別ということでございます。

元の記載方法としては、前回調査時の27年度、今回、令和6年度調査を併記しているものがございますが、このうち令和6年度につきまして、本計画の理解がしやすくなるよう、より

少し詳しく品目の記載をしたというところです。

続いて、その下、121から122ページの部分です。

こちら資料編でございますが、資料として、区が収集して以降の持込先、例えば可燃ごみの搬入先である清掃工場等の施設概要というところを、各施設のホームページ等を踏まえまして追記したものです。

最後に、125ページです。

125ページ、こちらは用語集の追加というところです。

食品ロスですとかに関連して、厨芥という単語がありますが、こちらはなじみが薄いというところがあり、厨芥に関する説明を追加しているというところです。

その他、表記揺れ等について修正をしております。

以上が、素案からの変更点でございます。

ご説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、一般廃棄物処理基本計画についても、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

○委員 私からは、資料5のパブリックコメントについてのご意見について少し述べさせていただきます。

以前、私、この審議会で、土についてどのように考えているかということをお述べさせていただいたことがあります。このご意見の中では、園芸植物でも環境緑化につながりますというところがメインかと思うんですけども、内容としては同じなんですけど、私からは、学校のことについても考えています。

通常は、ご家庭で園芸をやった場合、やりたいと思ってやるというところが多いかと思うんですけども、学校で、小学校1年生が朝顔を育てたりします。今マンションにお住まいの方が非常に多くて、土の処理というのをどうしたらいいのか困っていますというご意見をたくさんいただくところです。

特に、環境教育を学校でしているにもかかわらず、家に帰ると、お母さんはこの土の処理をどうしたらいいのか悩んで、ずっとマンションのベランダに置きっ放しになっているというような状況が見受けられるんです。

そうなりますと、結局、学校で環境教育をしても、入ってきて出ていく、これがリサイクルとしてぐるぐる回っているんだよというところが途絶えてしまう。

そこでは切れてしまっているじゃないかと、子供がそういったことを学んでしまうことのきっかけにもなるんじゃないかなというふうには私は考えていますので、環境教育という観点からも、学校から入ってきたものに関しては、例えば学校へもう一回リサイクルして、土の処理をして、次の学年に渡していくであるとか、あとは家には持って帰ってくるんだけれども、こういう処理の仕方があるんですよということを、きちんと学校から伝えていくなど、色々なやり方があるかと思うんですけど、今後、ぜひ、これは、一般の土としてもそうなんですけど、学校から入ってくる土についても検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境政策課長 環境教育の中では、学校や家庭等で、そうした植物の育成も推奨しているところではありますが、ご指摘のように、いわゆる土の出口について、現状では突き詰めて、組み立てて実施をしているには至っていないというところです。育てた後の土の取扱い、処理について今どのようにすべきかというところは見通しを持っていないところではございますが、そう

したご指摘も踏まえまして、どのような形で進めていくことができるかということについては、環境教育の事業の組立ての中の1つとして検討していきたいと考えております。

○委員 ご説明していただいた追記の部分で、本編の91ページ、「し尿の収集運搬、処分」で、3ポツの部分特に「事業者の自己処理責任の徹底を図ります」という強い表現で追記があったと思います。

私はこの分野に詳しくないので、ここで指す事業者とは何を指しているのかということを理解しておきたく、改めてご説明をお願いいたします。

○資源循環推進課長 いわゆる事業系、この場合の事業者というのは、いわゆる排出事業者ということになります。

排出事業者が、いわゆる、ここで出てくる事業活動、具体的には仮設トイレのし尿ですとか、あとはビルで生じる、地下のほうで生じるものとかになりますけれども、そういったものを排出する事業者がきちんとそれを処理できる許可業者の方にお話をしまして処理をするということになります。

○委員 確認させてください。今、2つの事業者さんを指定されて発言されたと思うんですが、1つがビル管理をしている事業者で、もう1つがビル管理の事業者から受託を受けた運搬処理に関する事業者、その二段階での事業者を指しているということでしょうか。

○資源循環推進課長 基本的には、排出者責任ということになりますと、最初のいわゆるし尿ですとか、そういったものを排出するところが責任を負うということでございます。その中で、いわゆる適切な業者がご協力して処理をするということになります。

○委員 私の意見も近いところから順番に、今の浄化槽等設置のところですけども、実際には生活排水の場合は、排出者と浄化槽の設置者というのは、いつも一緒ではないので、固形廃棄物に比べると、もう少し管理関係とか責任関係は複雑なんじゃないかなというふうに思います。

そこはやっぱり全ての事業者にということなのか、事業系のものについてはと書いてあるので、出した人たちのちゃんと自己処理の責任という意味でというのか、もう少し具体的にそこは書いていただくのがいいかなというふうに思います。

区からできるのは、恐らく設置事業者への指導と、処理事業者に指導ができるのであれば、その2点かなと思うんですけど、そこは書くのであれば、具体的に書いた方がいいんじゃないかなとちょっと思っております、それが1点です。

それから、土の話もあって、これもすごく難しいなと思って、学校だとそうなんですけど、土が出て、それをリサイクルしてくださいという、一回、廃棄物にしてからリサイクルするとなると処理費用等が発生するんですね。

当然の話ですけど、学校にその責任が出てきてしまいますので、それはそうではなくて、この質問は、過去のそれに対する回答もそうなんですけど、廃棄物にしないで利用してね、だから、考え方としてはリユースに近いのか、リデュースに近いのか、どちらかというリユース側で、廃棄物にならないように、それがもう一回うまく使われるように工夫しようねというようなもっていき方がいいんじゃないかなと思うんです。けれど、リサイクルという言い方にすると、一回、廃棄物にして、それをリサイクルにするという流れになってしまうので、数値上、指標上はいいのかもしれないですけども、実際のものの流れからすると、本当はもったいないというか、土はその辺は、すごく定義というか、曖昧な部分が非常に大きいので、家庭の園芸のものは区で回収してください、有料でもいいのでといったら、それはもう廃棄物になって

しまうので、そうではなくて、ご自宅で廃棄物にならないように、うまく何かに使うとか、民間の事業者さんでも工夫してもらえるようなところがあったりしますみたいな回答がいいのかなというふうに思いました。そこは工夫させていただけたらいいかなと思います。

それと、私から意見があったのは、もう少し細かいところなんですけれども、1つは88ページのいわゆる宣言文みたいなところにビルピット汚泥の記載があって、内容ではなくて、そこに※印をつけていただいている。これは後ろに用語集があって、用語集での記載がある情報についてはここに※印をつけていますということで、ビルピット汚泥に対する解説をいただいているんですけれども、その横の89ページにもビルピット汚泥という言葉が出ていて、そこには別の印がついて、そのすぐ文章の下でビルピット汚泥の説明をされているんですね。

これはちょっと重複気味かなと思うので、89ページの方を削除するか、89ページの方の短い説明でよいのであれば用語集の方から削除してもいいのかなと、どちらかでいいと思います。

それともう1つ、最後に、追加していただいた処理施設の情報について、121ページの、板橋清掃工場のところで、これも情報として間違っているということではないんですけれども、炉型式として、「W+E式」というのは、これは別に技術の話ではなくて、そこから特許を買ったよというだけの話で、要は会社の名前から来ているので、他のところはあまりどこの会社の技術でということが入っていないくて、ここだけ会社の情報が入っていて、これは実は23区の事務組合さんのホームページがそうなっているので、そこから持ってこられたということなんでしようけれども、情報の整合性の点で、若干、違和感があります。

もし全部入れるのであれば、他の処理方式の技術のところにも、どこの技術か、それぞれのメーカーの技術を入れる方が正しいのかなと、ここは統一感を持っていただけたらいいなと思いました。

○資源循環推進課長 4点ほど、ご意見、ご質問をいただきました。

まず、いわゆる事業系の排出に関しましては、いわゆる管理者という部分がございますので、そういった点を踏まえての表記について、少し調整等をさせていただければと思います。

2つ目は、土のリユース、土のくんだりですけれども、現在のところ、他の事例というところでも、いわゆるごみとしては捨てられませんが、区でさらに再生利用しますというような表記の仕方もありまして、いわゆるごみではないけれどもというふうな記載も踏まえて少し調整等をさせていただければというふうに思います。

3点目で、いわゆるビルピット汚泥に関する表記につきましては、表記等調整させていただければというふうに思います。

4点目につきましても同様で、他の部分と比べまして、表記及び適切な表現を調整させていただければというふうに考えてございます。

○会長 それでは、他にご意見はないようですので、事務局より答申の取りまとめについて説明をお願いします。

○資源循環推進課長 答申案につきましては、環境基本計画と同様でございますが、本日いただきました意見を踏まえ、取りまとめを行ってまいります。

取りまとめにつきましては、本審議会におきまして、会長一任でご了承いただいておりますので、会長と事務局にて取りまとめの作業を行ってまいります。

答申がまとまりましたら、先ほどと同様でございますけれども、本審議会の会長から板橋区長

へ答申をお渡しいただきまして、併せて委員の皆様へ郵送等でご案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、報告事項「板橋区環境基本計画2035アクションプラン(案)について」、事務局より説明をお願いします。

○環境政策課長 資料9をご覧ください。

本審議会でご審議いただきまいりました「板橋区環境基本計画2035」の計画ですが、計画に示した施策を着実に実施していくために、それぞれの取組に対応した事業の年度ごとの年次計画を取りまとめたものが「アクションプラン」でございます。こちらのプランを踏まえまして、計画の進捗管理を行ってまいりたいと思っております。

資料9は分量がありますので、冒頭の部分を中心にご説明させていただきます。

資料9の3ページをご覧ください。

2のアクションプランの構成ということで、板橋区環境基本計画2035の6つの基本目標と、その達成に向けた施策ごとの内容で構成しています。

4ページをご覧ください。

こちらは計画期間です。板橋区環境基本計画2035の計画期間10年間に対して、3期に分けたものとしています。

第1期の計画期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とさせていただきます。

アクションプランの冒頭では、区内の温室効果ガス、また、区の施設の温室効果ガスの排出状況と削減目標をお示ししていますので、その点をご説明させていただきたいと思っております。

7ページをご覧ください。

こちらは、(1)区内の温室効果ガスの排出状況と削減目標です。

区内の温室効果ガスの排出量は、平成25年度で2,318kt-CO₂から徐々に減少しており、令和4年度には、1,880kt-CO₂と平成25年度比で18.8%の減少となっています。

節電や省エネの進展などによるエネルギー消費効率の向上に加えまして、電力の二酸化炭素の排出の原単位の改善が進んだということが影響しているというところでは。

部門別に推移をみますと、業務部門と運輸部門での削減が進んでおり、区内の温室効果ガス排出量に占める割合が高い家庭部門は、平成25年度比で14.9%減にとどまっているという状況です。

10ページをご覧ください。

10ページでは、②削減目標の考え方と各部門の排出量の目安です。

区内の温室効果ガス排出削減目標は、2035年度において、2013年度比60%削減を掲げています。

区内の温室効果ガス排出量は、国の地球温暖化対策計画で掲げる目標に準拠いたしまして、令和12年度の間値を平成25年度比46%削減、令和17年度の目標値を同60%削減としています。なお、目標値は、国が「吸収源」を含めて算出しているのに対し、区では「吸収源」なしで算出しています。国に比べ、より多くの温室効果ガス排出量の削減を要する目標となっています。

11ページをご覧ください。

こちらは各部門の排出量の目安です。

まず、区内で多くを占める「家庭部門」については、「区内における温室効果ガス排出量」の目標値と同様の目安とさせていただいています。

産業部門、廃棄物部門、その他6ガスについては、国が地球温暖化対策計画で部門別排出量の目安として示しております平成25年度比の水準で設定をしています。

区内の温室効果ガス排出量に占める割合が、家庭部門に次いで高く、また、排出削減が進んでいる業務部門については、国が目安としている平成25年度比よりも高い水準で設定させていただいているという状況です。

続いて、13ページをご覧ください。

こちらは、区の施設の温室効果ガスの排出状況と削減目標です。

令和6年度の区施設の温室効果ガスの排出量は18.14kt-CO₂であり、基準年で比べると46.3%の削減となりました。

エネルギー別の排出割合による排出量をみますと、電気が65.6%で最も多く占めており、その次に都市ガスが31.2%という状況です。

電気の使用量は、再生可能エネルギー100%電力への切り替え導入の効果もあり、基準年度比で3.8%削減となっていますが、都市ガスの使用量は使用設備の増加などによりまして、基準年度比で、逆に33.7%の増加となっている状況です。

14ページをご覧ください。

こちらが、②削減目標です。

区施設における温室効果ガスの排出削減目標は、2035年度において、2013年度比65%削減を掲げています。

区施設の温室効果ガス排出の削減目標、こちらはいわゆる国が定めます「地方公共団体実行計画（事務事業編）」の目標として定めるというものです。

区内の一事業者としての区役所が、率先垂範してエネルギーや資源の効率的な利用に取り組み、温室効果ガスの削減を進めていくということで削減目標を定めるものです。

令和12年度の間値は、これまでの「板橋区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）2025」の中期目標を継承し、平成25年度比51%削減ということでございます。

令和17年度以降については、国の政府実行計画の削減目標に準拠し、令和17年度までに平成25年度比65%削減、令和22年度までに同79%削減と定めています。

16ページから53ページまでは、各施策のアクションプラン実施計画となっています。

分量が多くなっていますので、説明は割愛をさせていただきますが、対象事業の指標につきましては、環境基本計画2035の6つの分野で掲げる、施策の目標、指標について、それを具体化する事業につきまして、各年度の事業の概要と指標を掲げる事業につきまして、目標値を掲げているところです。

なお、新年度予算に関する事業などにつきましては、現在、調整中となっているため、「調整中」との記載がある項目もございます。

54ページ以降は参考資料となっています。

板橋区環境基本計画2035のアクションプランの案につきまして、説明は以上です。

○会長 報告事項となりますけれども、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

○委員 こちらは3年間でどのようにこれを進めていくかという計画で、3年目ですかね、2028年には、これを踏まえて、第2期というか、その次の3年間のアクションプランを立

てましようということですね。

そうしますと、指標とか、多くの目標が、2025から始まって、28、31、35というふうに分けられていることになると思うんですけど、目標の立て方が、中間年として既に2030年という目標が大きいものになっているんですけども、何かこのアクションプランに合わせて、28年の目標とか、31年の目標というふうに分かれて、その都度、ここが足りていないから、次のアクションはもっとこれに力を入れようみたいな流れにした方が、見た目上、PDCAもすごくスムーズに見えるんじゃないかなと思いました。

○環境政策課長 今回、まず、これまでのアクションプランの賜りましたご意見の中では、やはり環境分野の変化が激しいということで、ある程度、短いスパンで見直していこうというご議論がございましたので、こうした分けをさせていただきましたが、ご指摘のとおり、2030年という視点を1つターニングポイントとしておりますので、そこの兼ね合いの中でアクションプランというものも進めていくところというふうを考えています。

まずは3年間、2028まで進めていきたいと考えておりますが、次のタイミングの中で、2030年ということを含めて、来期の設定等も含めて考えていきたいと考えておりますが、これを両輪で、2030年というものを目指した捉え方ということも併せて着目してまいりたいと考えています。

○委員 しっかりPDCAが回せるようなものになっていけば問題ないと思います。ちょっと指標が多くて、マイルストーンとか、色々なものが独り歩きしないように、実際の活動に、行動というか、施策に反映できるようにしていただければ結構かと思います。

○委員 今のご意見に大賛成です。やはり3期に分けてするのであれば、3期ごとの目標設定とか、それから、マイルストーンのチェックが入りますから、それは誰が見ても分かるような数値目標を立てて、それに対して達成できているのか、できていないのか、それに対してどういふような今後は対策を取らなければならないのかということ、3年目にはちゃんと見直さないといけないと思うんですよね。そのために基準をはっきりさせるということが非常に重要だと思います。

○環境政策課長 この審議会のご意見の中でも、指標の精度を高めるべきというご意見は、るるいただけてきたところです。

そうしたところの中で、今回の指標設定につきましても、目標に到達するに当たって、着目すべき指標という観点で、その設定をさせていただいたところです。

ご指摘のように、PDCAをきちんと回して評価をしていく、3年目としては、そこを総括していき、その時点での環境、状況というものも考えながら、そのまま進んでよいのか、また、改めて改善をしていく必要があるのかといったことで、より計画の目標というものに進んでいけるような指標、対象事業の取組ということ、丁寧に進めていきたいと考えています。

○委員 アクションプランを、3年ごとに作成して、成果や評価をやっていくという部分ですが、あくまでも区民の方が実際にそのホームページ等に入って実態を見るための資料というのは具体的にどのように考えられているのですか。

それは、我々がこれに参加して資料を作りました。実際には、事業者の方や区民の方、色々な方に見ていただいた上で成果につながっていくものと考えております。その辺はどのようなものなのか教えてください

○環境政策課長 現在、こうした計画の中身、内容というものは、区民の皆様には、毎年度、

環境白書という形でお示していますが、こちらについては、区としては、より内容の分かりやすさということを高めていく必要があると思っております。

この環境白書自体、それなりのボリュームもありますし、内容も多少専門的なところもあったりもするところです。

おっしゃっていただきましたように、より区民の皆さんに分かりやすく届けるように、そういった工夫については、新しい計画と併せて、環境白書の内容の見直しということも、現在、取り組んでいるところですので、そうした区民の皆様にお伝えするという側面も、同時に進めて取り組んでいきたいと考えております。

○委員 はい、わかりました。ぜひページ数の少ない、一目で分かるような表現で出していただければ理解が得られると思います。その辺も含めてご検討いただくようお願いします。

○会長 ご意見は大体出尽くしたようですので、他にご意見がないようでしたら、以上をもちまして、第68回板橋区資源環境審議会を閉会いたします。進行を事務局にお返しします。

○環境政策課長 伊香賀会長、進行ありがとうございました。

今年度の資源環境審議会の日程は、本日で最後というところになるところでございます。

これまで、委員の皆様には大変活発で有意義なご審議をいただきまして、改めてお礼を申し上げます。

新年度の会議の日程につきましては、また改めまして事務局よりご案内をさせていただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、本日の第68回板橋区資源環境審議会を終了させていただきます。皆様方、本日は大変ありがとうございました。